

環境配慮契約法の 概要と動向について

環境省大臣官房環境経済課

課長補佐 鎮西 武



未来のために、いま選ぼう。



本日の説明の内容

- **環境配慮契約法の概要**
- **建築物に関する契約の概要**
- **建築物に関する契約の今後の動向**

環境配慮契約法の概要

環境配慮契約法（平成19年法律第56号）：
国等における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の推進に関する法律
（平成19年5月23日公布、11月22日施行）

ねらい

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、

- **一定の競争性を確保しつつ、**
- **価格に加えて環境性能を含めて評価して、**
- **最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする**

仕組みを制度的につくる



- **国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減**
- **環境負荷の少ない持続可能な社会の構築**

国及び独立行政法人等

責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➡ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
 - ➡ 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定（法第5条）
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

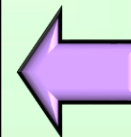


- ◇ 電気の供給を受ける契約
- ◇ 自動車の購入・賃貸借に係る契約
- ◇ 船舶の調達に係る契約
- ◇ 建築物に係る契約（設計、維持管理、改修（ESCO事業／その他の省エネ改修事業））
- ◇ 産業廃棄物の処理に係る契約

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➡ 基本方針に従い、環境配慮契約の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第6条）
- ➡ 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知（法第8条）

環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
(法第9条)



地方公共団体等

責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ▶ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
 - ▶ 供給サイドへの働きかけ

環境配慮契約の推進（法第11条）

- **環境配慮契約の推進に関する方針の作成**（第1項）
 - ▶ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能（かつ合理的）
- 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める（第2項）
 - ▶ 法律上で記載が求められる事項は**契約の種類**。基本方針（電力・自動車・船舶・建築物（設計、維持管理、改修（ESCO事業／その他の省エネ改修事業）・産業廃棄物）以外の種類を**独自に規定可能**
- 契約方針に基づく必要な措置（第3項）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表（第4項）

地方公共団体等：**地方公共団体及び地方独立行政法人**

グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	製品・サービスの環境性能 を規定	契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など 推奨する入札・契約方式等を規定
趣旨	一定水準の環境性能 を満たす製品・サービスを調達	製品・サービスを調達する上で、 価格に加えて環境性能を総合的に評価
基本方針の対象品目・契約類型	紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、家電製品、エアコンディショナー等、照明、自動車等、設備、公共工事、役務など 22分野287品目 （令和5年2月）	電力の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、建築物（設計、維持管理及び改修（ESCO事業・その他の省エネ改修事業））及び産業廃棄物処理の 8類型
内容など	<ul style="list-style-type: none"> 環境物品等の対象品目（特定調達品目）ごとの判断の基準等を定めた基本方針を閣議決定 国及び独立行政法人等は基本方針に則して、毎年度、調達方針を作成 国及び独立行政法人等は調達方針に基づき環境物品等を調達し、調達実績を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 契約類型ごとの基本的事項等を定めた基本方針を閣議決定 国及び独立行政法人等は基本方針に基づき環境配慮契約を実施し、毎年度、契約実績を公表

電気の供給を受ける契約

基本方針の改定（再エネの最大限の導入）

- 再エネ電力の最大限導入に向け、国及び独立行政法人等の契約に当たって、調達電力に占める再エネ電力の最低限の割合を明記すること
- 可能な限り再エネ電源の導入拡大に資する再エネ電力の調達に努めること

建築物に係る契約（設計、維持管理及び改修）

基本方針の改定（建築物に係る契約の体系の見直し・再整理）

- 新たに建築物の改修に係る契約を環境配慮契約に位置づけ、「建築物の設計に係る契約」「建築物の維持管理に係る契約」及び「建築物の改修に係る契約」を建築物に係る契約として統合
- 建築物の改修に係る契約として省エネルギー改修事業（ESCO事業）に加え、新たにESCO事業以外の省エネルギー・脱炭素に係る改修事業を対象とすることとし、ESCO事業以外の省エネ改修事業（以下「その他の省エネ改修事業」という。）についても、省エネルギー・脱炭素化を推進

建築物に係る契約の基本的事項（基本方針）の改定前後の体系

基本方針改定前の体系（～R4）

3. 省エネルギー改修事業に係る契約

4（1）①建築物の設計に係る契約

4（1）②建築物の維持管理に係る契約

基本方針改定後の体系（R5～）

建築物に係る契約

4（1）①建築物の設計に係る契約

4（1）②建築物の維持管理に係る契約

4（1）③建築物の改修に係る契約

ア. ESCO事業に係る契約

→ ESCO事業に係る基本的事項については改定前の3の記載内容を参照

イ. その他の省エネ改修事業に係る契約

→ その他の省エネ改修事業は新たな契約類型

建築物に係る契約

- (1) 建築物の設計に係る契約
- (2) 建築物の維持管理に係る契約
- (3) 建築物の改修に係る契約
 - ① 省エネルギー改修（ESCO事業）に係る契約
 - ② その他の省エネ改修事業に係る契約

基本的考え方

- 建築物の新築時には、原則として、建築物のZEB化及び再生可能エネルギーの導入を図る
 - ➔ 企画・設計段階におけるZEB水準（ZEB Oriented相当以上）の省エネルギー性能の確保、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要
- 既存建築物の改修時には、改修による省エネルギー効果等を踏まえ、必要に応じ、ZEB化を見据えた中長期的な改修計画を検討する
 - ➔ 建築物の特性や改修規模を踏まえたZEB化の可能性の検討及び中長期的・段階的なZEBの実現に向けた改修計画の検討を実施
- 建築物のライフサイクル全般において脱炭素化を図るため、エネルギー消費量等のデータ計測・分析等を踏まえた各段階における対策・取組等の効果的な連携及び評価、要求性能の実現のためのプロセスの設定等について専門家等の活用を含め検討する
 - ➔ 建築物のライフサイクルにおけるコミッションングプロセスの活用、脱炭素化に向けた対策・取組等の効果的な連携を図る
 - ➔ エネルギー管理指標・目標等による要求性能の設定、要求性能の実現に向け、管理レベルに対応したエネルギー管理機能の導入の検討
 - ➔ 発注者自らが技術内容を理解し、発注仕様を作成することが困難な場合等における専門家の関与・活用可能性の検討

(1) 建築物の設計に係る契約

環境配慮型プロポーザル方式について

(1) 趣旨

- 建築物に要求される性能は、環境保全性、安全性、機能性、経済性など広範多岐
- 広範多岐な要求性能の中で、環境と高度に調和のとれた設計を行う高い技術力が必要
 - ➡ 温室効果ガス等の排出削減に関する内容を一つ以上盛り込んだ技術提案を求めることが適切
- 設計の初期段階から意匠・構造・設備等からなる設計チームのバランスが取れた環境配慮に対する提案・検討がなされ、実現されていくことが重要
 - ➡ 建築物の設計においては、設計者や設計組織の持つ創造力や確かな技術力等の経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウを評価するためプロポーザル方式の採用が適切



プロポーザル方式に準じた環境配慮型プロポーザル方式を採用

環境配慮型プロポーザル方式について

(2) 適用範囲

- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注
 - ➡ 原則として環境配慮型プロポーザル方式を採用

例外 事業の目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地※がほとんどない事業等

※ 極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業、設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業、宿舎等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業、及び特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業

- ➡ 環境配慮型プロポーザル方式の適用を除外

注 実施設計のみを外注する場合で「設計上の工夫の余地がほとんどない」と整理できる場合、一般競争入札でも可

建築設計における環境配慮の必要性と意義

- 国等の機関の建築物の建築又は大規模な改修に係る設計を委託する場合、2段階の環境配慮を求める

① 要求環境保全性能の規定（ボトムアップ）

- ▶ すべての設計業務を発注する際に環境保全性能を求めることにより、すべての建築物の環境保全性能を一定の水準まで向上させる

② 優れた環境配慮設計の推奨（レベルアップ）

- ▶ 環境配慮型プロポーザル方式の導入により、環境保全に対し優れた創造性、技術力、経験等を有する設計者を選定し、優れた手法を発掘し、建築物の環境保全性能を向上させる

官庁施設の環境保全性基準

- 建築物の環境保全性能に関する規定
 - ➡ 官庁施設の環境保全性基準

● 環境保全性に係る性能

■ 環境負荷低減性

- 長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル、省エネルギー・省資源

■ 周辺環境保全性

- 地域生態系保全、周辺環境配慮

【参考】官庁施設の環境保全性基準の改定

- 官庁施設の計画・設計に適用する「**官庁施設の環境保全性基準**」を改定し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能として、政府実行計画に基づき、新築する場合は**原則 ZEB Oriented相当以上**
- 国の各府省庁が共通して使用する「統一基準」として令和4年4月1日から適用

改定内容

官庁施設の 環境保全性基準

<旧基準>

300㎡以上
低炭素基準※¹ (BEI ≤ 0.9) を満足
300㎡未満
省エネ基準 (BEI ≤ 1.0) を満足



<新基準>

ZEB Oriented 相当以上※²

※1：「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に示す建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

※2：「ZEB Oriented 相当以上」は、以下の式で表される。

- 事務所等、学校等、工場等 : BEI (再生可能エネルギーによる削減を含めない) ≤ **0.6**
- 上記以外 : BEI (再生可能エネルギーによる削減を含めない) ≤ **0.7**

$$\text{BEI} = \frac{\text{設計1次エネルギー消費量}^{\ast 3} \text{の合計} - \text{エネルギー効率化設備}^{\ast 4} \text{による削減量}}{\text{基準1次エネルギー消費量}^{\ast 3} \text{の合計}}$$

※3：空調、換気、照明、給湯、昇降機

※4：再生可能エネルギー等

(2) 建築物の維持管理に係る契約

対象とする業務範囲

【一般的な建築物の維持管理に係る業務】

建築物自体の維持管理、導入設備機器等の維持管理、環境衛生管理、清掃、廃棄物処理、警備、受付、電話交換等

上記のうち、施設に導入された設備・機器等の適切な運転保守管理、運用改善等により **直接的に温室効果ガスの排出削減が期待される以下の業務**を想定

1. 電気設備保守管理業務
2. 機械設備保守管理業務
3. エレベーターを中心とした搬送設備保守管理業務

ただし、上記1～3以外の業務であっても、温室効果ガス等の排出の削減に資する維持管理業務として**発注者の判断により対象業務として選定**することを妨げるものではない。

エネルギー管理レベル及び管理指標の設定

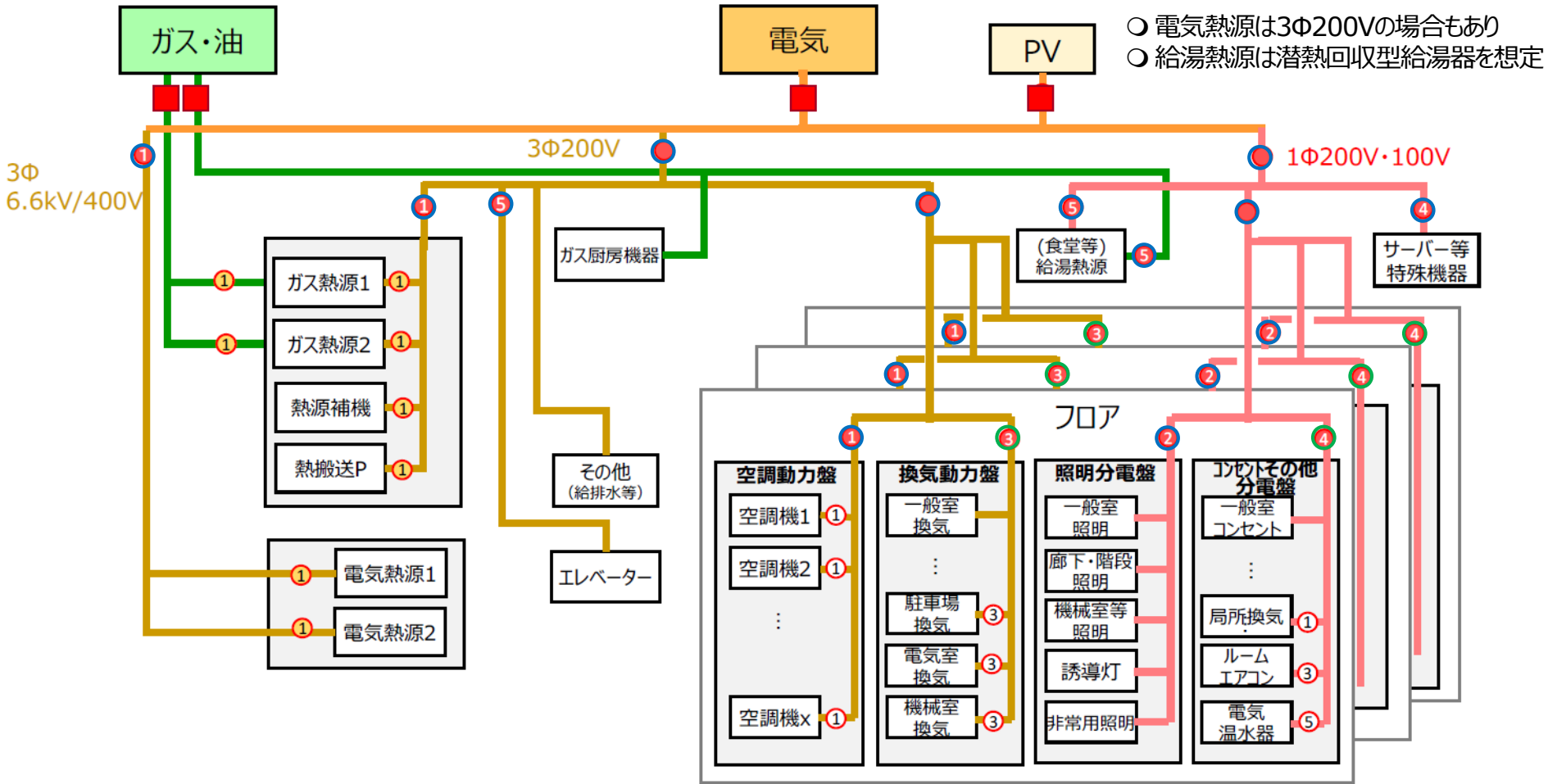
- 施設におけるエネルギー管理は、一律なものではなく、各施設の規模、設備方式、管理体制等に応じて検討を行い、設定されるべきものであるが、**管理レベルの設定に当たっての目安**を示すと、以下のとおり
 - 管理レベル1は建物の総量のみを管理
 - 管理レベル2は用途種別ごとに管理
 - 管理レベル3は用途種別ごと・フロア（系統）ごとに管理
 - 管理レベル4はさらに機器あるいはシステムレベルの性能を管理
- 小規模の施設であっても重点的な管理が必要な場合に高い管理レベルを設定する、あるいは、大規模な施設において管理レベル4より高いレベルでエネルギー管理を行うなど、施設の実情に応じた**管理レベルを検討の上、適切に設定**することが重要

個別の施設ごとに管理レベルについて検討を行い適切に設定
エネルギー管理を行うための指標は管理レベルに基づき設定

【参考】管理レベル設定の目安、管理方法等

		管 理 レ ベ ル			
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
設定の目安	規模	～1,000㎡	1,000～3,000㎡	3,000～10,000㎡	10,000㎡～
	空気調和設備の形式	個別方式	中央方式	中央方式	中央方式
	中央監視制御装置の形式	警報盤（集中管理用コン）	簡易型監視制御装置	簡易型監視制御装置 又は監視制御装置	監視制御装置
	施設管理体制	職員	職員	職員又は外部委託 （非常駐、常駐）	外部委託 （常駐）
エネルギー管理の方法等	エネルギー消費量等の把握・評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 主な用途種別ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 主な用途種別ごと及びフロア又は系統ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 ○ 主要機器・システム性能の確認、性能評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量の総量を把握 ○ 用途種別ごと及びフロア又は系統ごとの使用量を把握 ○ 目標値や実績との比較・評価を実施 ○ 主要機器・システム性能の確認、性能評価を実施 ○ 空調二次側システムの性能の確保、評価を実施
	管理指標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体のエネルギー使用量（電力・ガス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO2排出量） ○ 主な用途種別ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO2排出量） ○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） ○ 主要機器・システムの性能（機器・システムCOP等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体の1次エネルギー消費量（CO2排出量） ○ 主な用途種別ごと、フロア又は系統ごとのエネルギー使用量（電力・ガス等） ○ 主要機器・システムの性能（空調二次側を含む）

【参考】管理レベルに対応した計測のイメージ



- 電気熱源は3Φ200Vの場合もあり
- 給湯熱源は潜熱回収型給湯器を想定

- : レベル1～4の必須計量点
- : レベル2～4の必須計量点
- (赤) : レベル3・4の必須計量点
- (黄) : レベル4の主要機器計量点
- (赤) : レベル4の非主要機器等。必要に応じて要否を判断
- 番号 : 種別番号 (① 空調、② 照明、③ 換気、④ コンセントその他、⑤ ①～④以外)

レベル1 : 総量 レベル2 : 総量+用途別 レベル3 : 総量+用途別+部門別・フロア別 レベル4 : 総量+用途別+部門別・フロア別+機器別

価格競争方式、総合評価落札方式等

- すべての建築物の維持管理に係る契約において、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記すること
- 入札に付するもののうち、総合評価落札方式の場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求めること

■ **価格競争方式（最低価格落札方式）**の場合、**省エネルギー・温室効果ガス排出削減に係る成果**を求めるためには、例えば下記の観点から、事業者が**適切な業務遂行能力を有することを入札参加要件**※として設定・事前に確認

- ▶ **事業者の業務実績・実施体制**
- ▶ **業務の従事予定者の省エネルギー・省CO₂に係る専門スキル**
- ▶ **適切なエネルギー関連データの把握・分析等**

※ 過年度までに蓄積された運用段階における成果（エネルギー使用の現状把握、データ計測・分析等）を踏まえ、**継続的に運用改善が可能と判断される事業者選定**が行われるよう**発注仕様**を作成することが望ましい

■ **総合評価落札方式**の場合、事業者の**業務実績・実施体制**や**専門性に関する評価項目**を設定・評価

注：グリーン購入法に基づく基本方針における「庁舎管理」に係る判断の基準は、すべての契約において満たすこと

■ エコチューニング

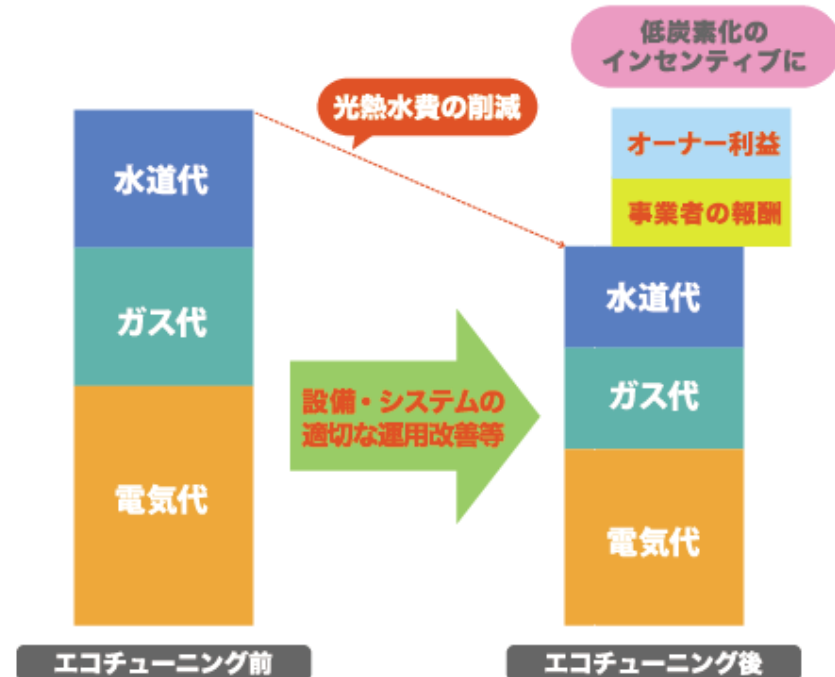
- 「エコチューニング」とは、脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと

■ 運用改善

- 「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うこと

■ 効果

- エコチューニングでは、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備の適切な運用改善等によって**CO₂**や光熱水費の削減を実現

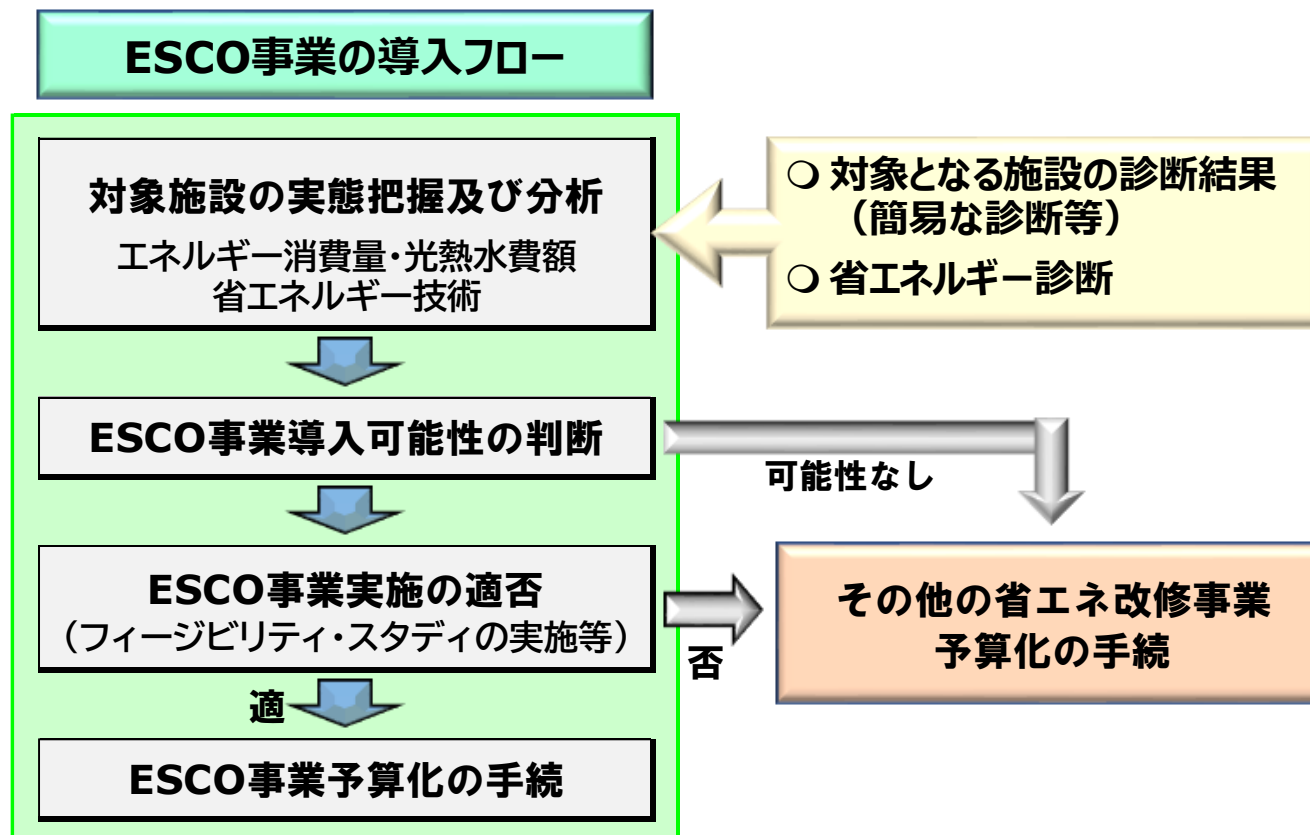


資料：エコチューニング推進センター

(3) 建築物の改修に係る契約

改修計画の検討に当たっては、施設の特性、データ計測・分析等及び分析結果等を踏まえ、**総合的な観点から適切な建築物の改修事業を選択**

- **ESCO事業の導入可能性の判断**（事業成立の可能性等）を実施
- **ESCO事業の導入可能性が高いと判断された施設**については、**フィージビリティ・スタディ**を実施するなどにより、**最終的な事業実施の適否を判断**
- ESCO事業の導入効果が低い、事業の成立が困難である等の判断がなされた場合や事業実施の適否の判断により「否」とされた場合は、**その他の省エネ改修事業**を選択



(3) 建築物の改修に係る契約

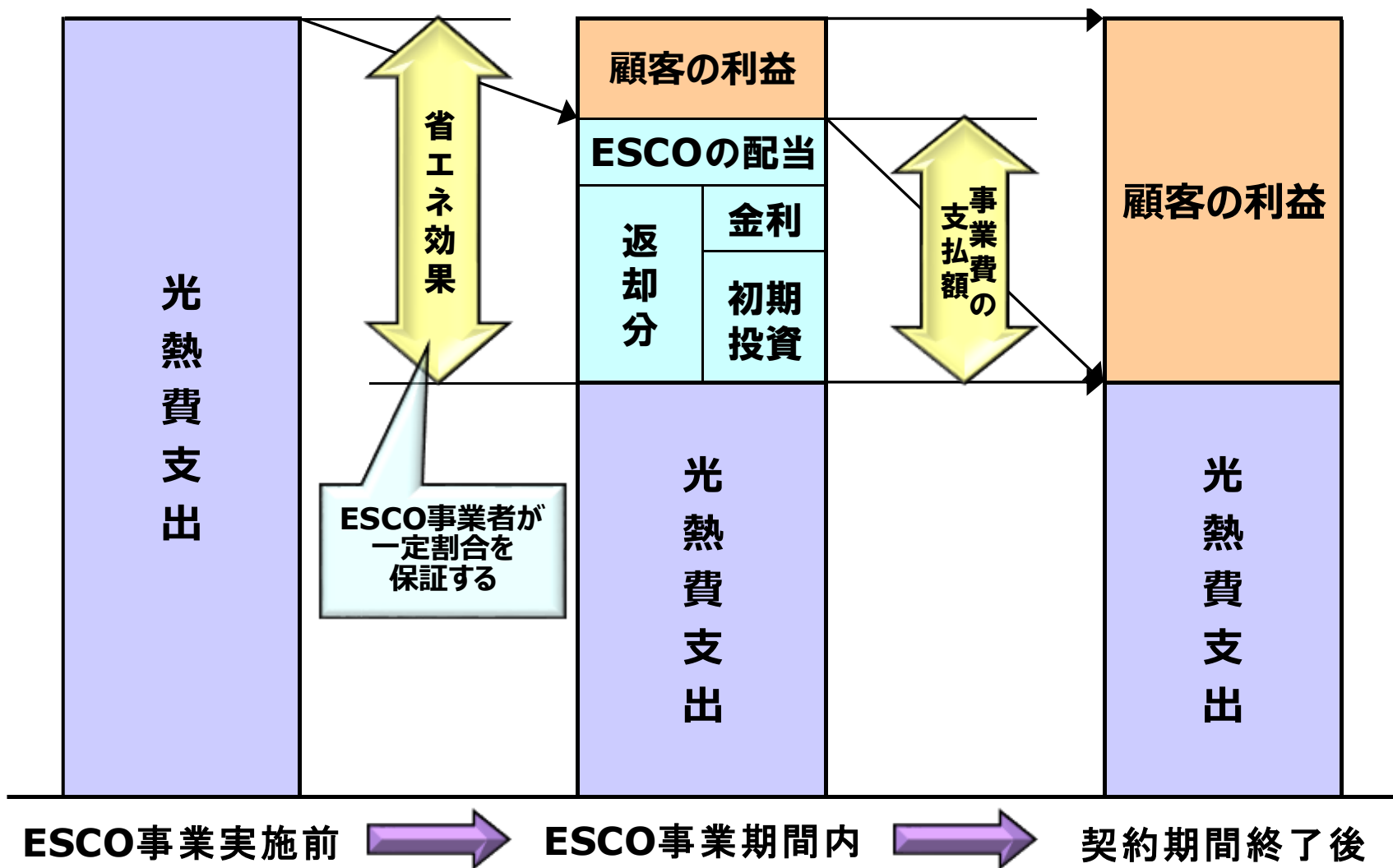
- ① 省エネルギー改修事業
（ESCO事業）に係る契約**
- ② その他の省エネ改修事業に
係る契約

省エネルギー改修事業の必要性と意義

◇ 省エネルギー改修事業（ESCO事業）

- 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業（法第5条第2項第3号による定義）
- ESCO事業は、施設管理者が光熱水費等として予定している支出を通常より減らせる省エネルギー推進方法として注目
- 環境配慮契約法第7条の規定により、国のESCO事業の契約に当たっては、10箇年度以内の債務負担が可能

ESCO事業のイメージ



(3) 建築物の改修に係る契約

- ① 省エネルギー改修事業
（ESCO事業）に係る契約
- ② その他の省エネ改修事業に
係る契約

ZEB化を見据えた改修

改修による省エネ効果等を踏まえたZEB化を見据えた中長期的な改修計画の検討

- 建築物に係る契約に関する基本的事項において「既存建築物の改修に当たっては、改修による省エネルギー効果等を踏まえ、必要に応じ、ZEB化を見据えた中長期的な改修計画を検討するものとする」とされているところ
- 地域脱炭素ロードマップにおいては、脱炭素の基盤となる重要対策の一つとして、国等の機関に対し、公共施設など既存建築物における省エネルギー対策の徹底、更新や改修時のZEB化の推進を求めているところ



- 直近で大規模な改修を計画している場合は**ZEB化の実現（ZEB化水準のエネルギー性能の確保）可能性の検討**
- 中長期的な改修時期及び目指すべき省エネルギー性能の水準を検討・設定するとともに、改修計画を踏まえた**段階的な改修内容及び費用等の検討**
 - ➔ 1回の改修でZEB化の実現が困難な場合は、エネルギー性能・省エネルギー効果、要する費用等を検討し、**実現可能な範囲で部分改修を積み重ね、中長期的にZEB化を見据えた改修計画を立案**

契約方式の選択の考え方

- 基本的事項において、「その他の省エネ改修事業の発注に当たっては、当該施設
の特性及び当該改修の目的等に応じたエネルギー消費量又は温室効果ガス等
の排出量等の削減に資する契約方式を選択する」とこととされているところ
- 当該改修の目的・内容等に照らして、**エネルギー消費量又は温室効果ガス等の
排出量等の削減に資する契約方式を選択**することが求められる
- 一定の資格、実績等のみを競争参加要件とすることにより、発注者が求める省エ
ネルギー・脱炭素化に係る成果が確保される場合又は改修内容に技術的な工夫
の余地がほとんどない場合等を除き、原則として、**エネルギー消費量又は温室効
果ガス等の排出量等の削減を評価テーマの一つとする技術提案**を求める
- なお、**大規模な改修に係る設計業務**は、建築物の設計に係る契約（**環境配慮
型プロポーザル方式**）の対象となる



**技術提案を求める契約方式としては、プロポーザル方式又は
総合評価落札方式のいずれかを選択することを想定**

建築物に関する契約の今後の動向

建築物の維持管理に係る契約における更なる実施率向上のための方策の検討及び具体的な対応

- 運用段階における省エネの徹底、更に脱炭素に向けた対策の推進を図る観点から、環境配慮契約の実施率の向上は喫緊の課題
 - 環境配慮契約の未実施理由の把握及び内容の精査
 - 未実施理由の内容に関する分類・整理、当該理由に対応した環境配慮契約の実施に資する適切な情報提供
- 運用段階における省エネの徹底、更に脱炭素に向けた対策の推進を図る観点から、環境配慮契約の実施率の向上は喫緊の課題



建築物の維持管理に係る契約に関する発注者向けの有効な事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率の向上に資する情報について検討

- ✓ 令和4年度契約締結実績調査（令和5年度調査）における事例収集調査及び発注者ニーズ調査の実施
- ✓ 発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化（他の契約類型及び建築物のライフサイクルにおけるメニュー化と連携）

データ計測・分析、評価指標等の検討について

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤・基本となるもの
- 維持管理の運用段階における成果を評価するための指標の設定及び継続的な把握・分析並びに改善が重要



施設規模・運用管理体制に対応したエネルギー（又は温室効果ガス）の**管理レベルの周知**及び適切な**データ計測・分析等の推奨**

- ✓ 管理レベルに応じたエネルギー（又は温室効果ガス）の管理指標・目標の設定による継続的なデータの収集・分析・評価及び運用改善への活用

エネルギー消費量（又は温室効果ガス）の**ベンチマークとなる原単位**（面積当たり、入居者当たり等）の**算定及び公表**

- ✓ 環境配慮契約締結実績調査結果から地域別・用途別・管理レベル別の原単位の作成

発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に向けて

- 維持管理の運用段階において徹底した省エネルギー対策を進めるためには当該建築物の特性等を踏まえた最適な省エネ・脱炭素対策等を選択することが重要
- 実施すべき具体的な対策等がわかり難いこと等から、維持管理に係る環境配慮契約の実施率が低い状況にある要因の一つとも考えられるところ



建築物の維持管理に係る契約における環境配慮契約の実施率の向上にも資するよう、**発注者に有効な事例の収集・整理及び適切な情報提供について検討**

- ✓ 令和4年度契約締結実績調査（令和5年度調査）において把握する具体的な運用段階における取組事例等の分類・整理及び類似施設等への横展開について検討
- ✓ 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討と併せて実施
- ✓ 省エネ・脱炭素に係る取組・対策のコスト面を含めた分類・メニュー化の検討
- ✓ メニュー化に当たっては、特に先進事例・優良事例、省エネ効果の高い取組・対策等の収集・整理を優先

建築物のライフサイクルにおいて3つの契約類型の効果的・有機的に連携することにより、一層の温室効果ガス排出削減を目指す

- 建築物のライフサイクルにおいて、徹底的な省エネルギー対策を図るとともに、脱炭素化を目指すことが必要
- 省エネルギー対策の実効性をより高めるためには、企画・設計段階、運用段階及び改修の各段階をデータの計測・分析結果等を通じて一体的にマネジメントしていくことが重要



建築物の設計段階又は改修段階において維持管理の運用段階における**データ計測・分析結果等の他の契約類型への展開及び活用**を想定した具体的なデータ等の検討

省エネ・脱炭素化に向けた**対策・取組等の連携の具体化・メニュー化**の検討

- ✓ 建築物のライフサイクルにおける**発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化**（維持管理におけるメニュー化と連携）